

「岡山県外国人材等支援推進計画（素案）」に対する 県民意見等の募集結果について

令和7年11月22日から令和7年12月21日までの間、「岡山県外国人材等支援推進計画（素案）」について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の73件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

＜寄せられたご意見の要旨と県の考え方＞

○計画全体（24件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	技能実習生の失踪や犯罪を犯す事例が後を絶たない中で、本計画を進めることは、県民の安全で安心な生活を著しく脅かすことになる。岡山県民の安心・安全・豊かな生活が守られるのが最優先である。	本計画においては、誰もが住みやすい多文化共生社会の実現に取り組むこととしております。このため、外国人への日本でのルールやマナーの周知や、外国人と地域住民の相互理解の促進等を通じて、地域住民の不安の払拭や、共生に向けた意識醸成に努めてまいります。なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
2	宗教的配慮が行政支援に混入する可能性について明確な整理がない。また、外国人施策が県民より手厚い支援になる懸念がある。白紙に戻すべきだ。	政教分離の原則により、特定の宗教への行政支援を行うことはできません。また、本計画に基づき、国籍を問わず、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。
3	実質的に移民政策的な受入れが進む構造になっているにもかかわらず、受入れ可能数・財政負担・治安や教育現場の変化・将来の社会保障費の推計が示されていない。	外国人の受入上限や社会保障制度の適正化等については、国において検討が進められているところであります。これらを注視しつつ、外国人材の適切で円滑な受入れと定着を進めてまいります。
4	最も危惧するのは、犯罪行為に対するハードルが低いことだ。事細かにルール	本計画においては、誰もが住みやすい多文化共生社会の実現に取り組むことと

	を定め、移民ではなく労働者として位置づけ、何か問題あれば本国へ帰っていたくことも含めて契約を結んでほしい。	しております。このため、外国人への日本でのルールやマナーの周知や、外国人と地域住民との相互理解の促進等を通じて、地域住民の不安の払拭や、共生に向けた意識の醸成に努めてまいります。なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
5	日本人にはない制度を外国人にだけ提供するのは不公平だ。	本計画に基づき、国籍を問わず、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。
6	外国人支援推進計画に反対、岡山への外国人受け入れを断固拒否する。地域の安全、岡山県人ファーストの政策をしてほしい。	第2章2に記載のとおり、生産年齢人口の急激な減少により、労働力の確保に懸念が生じており、県内の社会経済活動を維持するためには、外国人材の受入れ、活躍が必要であると考えています。本計画に基づき、国籍を問わず、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。
7	人件費の低い労働力確保のために外国人に頼るというのは大反対だ。日本文化を尊重し溶け込める方々なら良いが、人数が多くなると様々な要求と共に多くの軋轢が生じているのが現実だ。	第2章2に記載のとおり、生産年齢人口の急激な減少により、労働力の確保に懸念が生じており、社会経済活動を維持するためには、外国人材の受入れ、活躍が必要であると考えています。外国人の受入れに当たっては、日本でのルールやマナーの周知や、地域住民との相互理解の促進等を通じて、地域住民の不安の払拭に努めてまいります。
8	労働力として必要なのであれば、企業が責任をもって面倒を見るべきだ。	関係法令において、日本での生活や仕事に関する説明や日本語教育の機会提供等が企業の責務として定められています。また、地方公共団体は、日本語教育

		の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされていることから、本計画に基づき、県では、国や企業、関係団体等と連携して外国人支援に取り組んでまいります。
9	日本人が減少しているからといって、外国人をただ増やしても駄目だ。支援をする以上、外国人に選ばれるのではなく、適切な外国人を選んでほしい。	県として、ルールを守る外国人には地域社会の一員としての機会を保障する一方で、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
10	「移民政策」について、国ごと、資格ごと、言語、国民性、宗教も加味した社会的費用を計算すべきだ。	本計画においても、様々な統計データを勘案し、現状の把握に努めておりますが、ご意見のような社会的費用を正確に計算することは困難であると考えております。なお、現在、国においても外国人に関する現状把握のための様々な取組がなされているところであります、国や関係機関と連携しながら、様々な統計データ等の把握やデータに基づく情報発信に努めてまいります。
11	外国人材を積極的に受け入れるのであれば、自治体がきちんと管理し、違法があれば取り締まってほしい。	県として、ルールを守る外国人には地域社会の一員としての機会を保障する一方で、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
12	国内では外国人による犯罪が報道される機会が増え、国際的にはテロ事案も発生している。現存するリスクについて、県がどのようなデータを基に検証し、判断しているのか。特に、国籍・在留資格別の犯罪発生をどのように分析しているのか。重大な問題が発生した際どこが責任を負うのか、計画から読み取れない。	国籍・在留資格別の犯罪発生については、明確なデータは確認できませんが、令和7年版犯罪白書によると、令和6(2024)年の外国人による刑法犯の検挙件数は、最も多かった平成17(2005)年と比べると約40%となっております。また、重大な問題が発生した場合には、関係する機関がそれぞれの権限と責任において対応することとなります。

1 3	本計画は、経済的効果だけでなく、治安維持、社会統合、行政コストなどを含めて県民に示した上で、慎重に進めるべきだ。	経済効果だけでなく、多文化共生、行政コストなどを含めた総合的な視点に立ちつつ、施策を実施してまいります。
1 4	外国人労働者によるトラブルを解決する部署の新設を求める。	外国人労働者によるトラブルは、日本人と同様にそれぞれの専門部署において対応することが基本になると考えており、必要に応じて関係機関と連携しながら対応してまいります。
1 5	日本人県民向け施策との優先順位について説明がなされていない。	日本人の県民向け施策については、生活を支える重要なものであり、引き続き取り組んでまいりますが、外国人材等の受入れについても、県経済等の維持・発展に必要な施策と考えており、本計画に基づき、国籍を問わず、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、取り組んでまいります。
1 6	外国人材の定着を強く打ち出し、家族帯同や教育・福祉まで含めた長期居住を前提としているが、人口減少対策を外国人の定住に過度に依存することは持続可能なのか。将来の社会保障・行政サービスへの影響について検討が必要だ。	外国人材等の定着は、人口減少が急速に進む中で、人手不足対策に留まらず、地域社会の活力維持等にもつながるものと認識しております。 なお、社会保障制度の適正化については、国において検討が進められております。
1 7	外国人材等への支援が中心となっており、日本人県民にどのような利益があるかわかりにくい。外国人の活用が県内経済や地域社会の維持・活性化にどのように貢献するのか、説明をより丁寧にする必要がある。	人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があり、外国人材等を受入れることにより、県内経済の活性化、地域産業の維持、社会保障や行政サービスの担い手確保等にもつながると考えております。引き続き、県民の皆様の理解と協力を得られるよう、努めてまいります。
1 8	移民政策は主に外国からの低賃金労働力の導入が目的だ。他国の大切な人材を、奪い続けていることを自覚するべきだ。	外国人材を、一人の労働者ではなく、これからこの本県の地域経済を支える「財産」であるという姿勢の下、外国人材の適正で円滑な受入れと定着を推進してま

		いります。
19	この計画は、これまでの反省からくる教訓が活かされ、いつどのように振り返るかなど実効性のあるものになっているか。また、外国人を支援する役割が自治体、県民、事業者、教育機関に理解され、協働して推進され、それぞれの役割が果たされていくことができるか。	本計画は、産官学労の有識者からなる協議会での議論を踏まえて策定しており、本計画に基づき、国や市町村、受け入れ企業など、様々な主体と連携し、実効性のある取組を進めてまいります。
20	今後、いつまでに、何がどのように取り組まれ、どうだったかを明らかにしてほしい。	本計画に基づく各施策の取組状況については、毎年度、取りまとめてまいります。
21	推進条例の基本理念が県民に説明され、浸透させていく道筋が見えない。	本計画や、岡山県外国人材等支援推進条例については、各種事業やイベントなど様々な機会を通じて県民への周知を図ってまいります。
22	外国人は、ネットワークで絶えず、様々な情報を交わしているので、本計画が岡山県で暮らしている外国人から高い評価が得られなければならない。	本計画が高い評価を得るためにには、外国人も含め多くの方に認知される必要があることから、各種事業やイベントなど様々な機会を通じて県民への周知を図ってまいります。
23	今まで、様々な法令や取り組みがあつたにも関わらず、主旨が浸透されず、不十分だったり、失敗してきたりした大きな原因の一つは、監理団体や、事業所、学校現場、地域に任せっきりにならざるを得かったことがある。岡山県には、実効性のある取り組みを継続して行い、本気度をみせてほしい。	本計画に基づき、国や市町村、受け入れ企業など、様々な主体と連携し、実効性のある取組を進めてまいります。
24	パブリック・コメントの募集が当事者である外国人に直接届かなければ、計画に必要な当事者の意見が反映されない。情報周知のための多文化コミュニティとの関係構築や、多言語化と意見提出形式の利便性を高めることが必要だ。	本計画は、事前に実施した在住外国人や留学生を対象とした多言語による実態調査の結果や、外国人への支援を担う市町村からの意見も踏まえて策定しており、外国人当事者の意見を反映したものとなっていると考えております。いただ

		いたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
--	--	----------------------------------

○第1章 計画の基本的な考え方（1件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	<p>外国人労働者の増加の背景は人口減少による労働力不足なのか、そのエビデンスが不明確だ。</p> <p>また、技能実習生による出奔・犯罪との相関関係の分析はできているのか。</p>	<p>第2章2に記載のとおり、我が国の将来人口は、令和32(2050)年には1億469万人まで減少するとされており、製造業など、特定の分野では深刻な人手不足に直面しております。また、本計画策定にあたり実施した県内企業等への実態調査では、外国人材の雇用開始の理由について「日本人の人材不足に対応するため」という回答が75.4%で、最も多くなっております。</p> <p>技能実習生による出奔・犯罪との相関関係があることを示す明確なデータは確認できません。</p>

○第3章 計画の内容 I : 外国人材の活躍（5件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	<p>外国人材の配偶者が他県で就労しているケースが増えているため、岡山県内において、配偶者が従事できる業務を行っている企業とのマッチングの仕組みを整えてほしい。</p>	<p>外国人材を含めた求職者と企業とのマッチングについては、県内のハローワークや、県で設置するおかやま就職応援センター等で行っているところですが、お話を内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>主な取組の内容のうち、「各産業分野における必要な技能研修や資格等の取得、事業所内での日本語教育の実施など、外国人材の定着に向けた企業等の取組を支援します。」の部分について具体性が不明だ。</p>	<p>本計画においては、各産業分野で取組の実態が異なることから、施策の方向性を示す内容としており、それぞれの状況に応じた支援を進めてまいります。</p>
3	<p>現在の日本語教育は、日常会話や日本語能力試験対策が中心で、実際に職場で必要な、曖昧な指示の理解やトラブル対応など、働く場面に即した実践的な日本語教育が充実すると、外国人の不安は減る。</p>	<p>本計画においては、事業所内での日本語教育の実施など、外国人材の定着に向けた企業等の取組を支援することとしており、企業向けセミナーの開催や介護施設におけるコミュニケーション支援にかかる費</p>

		用の補助等を通じた支援を行うこととしております。
4	在留資格を維持するため、自分に合わない仕事でも無理して続けてしまうケースも少なくない。転職・離職の制度を説明する講座や相談の場があることで、安心感が生まれる。	本計画においては、様々な相談に一元的に対応できる相談体制の充実を図るとともに、様々な支援情報について、効果的な周知広報に努めることとしております。
5	人権侵害や制度運用上の問題が指摘されてきた技能実習制度について、課題が十分に解消されない中、県が受入促進を全面に打ち出すことに不安を感じる。制度の問題点に対する県の認識や外国人材の権利保護をどのように担保するのか明確にすべきだ。	技能実習制度での課題を踏まえ、新たな在留資格として「育成就労」が創設され、令和9（2027）年4月から施行されることとなっております。本計画においては、外国人材の適正な労働条件や安全衛生の確保を図ることとしており、県内企業に対し、労働関係法令の遵守、人権の尊重、ハラスメント防止に関する内容を周知徹底してまいります。また、様々な相談に一元的に対応できる相談体制の充実を図ることとしており、問題発生時には関係機関に通報するなど、適切に対応してまいります。

○第3章 計画の内容 II：外国人との共生（32件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	日本語教育をボランティアに頼るべきではなく、確かな方法、確かな技量、それを補償する賃金が必要だ。	本計画においては、ボランティアなど日本語教育の担い手育成に取り組むこととしており、日本語教育の担い手の裾野の拡大や資質の向上など、様々な取組を通じて、県内の日本語教育の環境整備を進めてまいります。
2	特定地域における在日外国人犯罪の急増により、住民から不安の声もある。県民の安全・安心が最優先されるべきで、危機管理が欠如している。	本計画においては、在住外国人を受け入れる地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、様々な交流機会の創出等により、外国人との共生に向けた意識の醸成を図ることとしており、こうした取り組みを通じて、地域住民と在住外国人が協力

		<p>し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。</p> <p>なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。</p>
3	日本国籍を保有する県民が安心して暮らせる環境づくりこそが最優先だ。既に県民の安心安全な生活が脅かされていると感じている。	<p>本計画においては、在住外国人を受け入れる地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、様々な交流機会の創出等により、外国人との共生に向けた意識の醸成を図ることとしており、こうした取り組みを通じて、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。</p> <p>なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。</p>
4	外国人材を継続的・無秩序に受け入れることで、今まで培ってきた地域社会の基盤が瓦解し、治安の悪化や地域コミュニティの分断の加速が予想される。	<p>本計画においては、在住外国人を受け入れる地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、地域住民と在住外国人をつなぐ人材の育成や、様々な交流機会の創出等により、外国人との共生に向けた意識の醸成を図ることとしており、こうした取り組みを通じて、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。</p>
5	外国人だけでなく地域住民も相談できる自治体や警察の窓口の設置もお願いする。	第3章Ⅱ1(2)に記載している岡山県外国人相談センターでは、外国人に関する事柄であれば日本人からの相談も受け付けており、市町村や警察等とも連携しながら、地域住民からの相談に対応してまいります。
6	外国人材支援において一番問題となるのは、地域住民との摩擦であり、その原因	外国人への日本でのルールやマナーの周知や、外国人と地域住民の相互理解の促

	は、日本人との価値観、倫理観、宗教観が異なることに起因する。これらの違いを乗り越えるには、ルールに基づいた契約を結ぶ必要があり、ゴミ出し、騒音、公共の場での行為などのルールを破れば罰則があることを明文化することが必須だ。	進等につきましては、第3章Ⅱ3に記載しているところであり、外国人への日本でのルールやマナーの周知や、外国人と地域住民の相互理解の促進等を通じて、地域住民の不安の払拭や、共生に向けた意識醸成に努めてまいります。
7	外国人のコミュニティの形成が、日本文化への溶け込みを難しくし、分断を生む恐れがある。	本計画においては、在住外国人を受け入れる地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、地域住民と在住外国人をつなぐ人材の育成や、様々な交流機会の創出等により、外国人との共生に向けた意識の醸成を図ることとしており、こうした取り組みを通じて、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進してまいります。
8	家族帶同の子どもたちの日本語教育について、子どもたちが知らない環境で安心して学ぶため、保護者と一緒に参加できるような機会があれば、親も日本語を学べる機会にもなるし、悩み相談の窓口にもなる。	本計画においても、子どもを含む帶同家族の日本語教育は重要な課題と認識しており、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	SNSでの情報提供について、転入したらまずこのアカウントをフォローすると生活に不便がない、というような強みを持ったアカウントが多言語であると良い。	本計画においても、外国人への多言語での情報提供に取り組むこととしており、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	外国人相談窓口をできるだけ長い時間利用できるようにしてほしい。	本計画においても、相談窓口の利便性向上に取り組むこととしており、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	日本語教師の増員を県全体で考えてほしい。	本計画においても、日本語教師をはじめとする日本語教育の担い手の育成は重要な課題と認識しており、国や関係機関と連携して取り組んでまいります。
12	日本語の話せない外国人は本人の努力で習得すべきであり、特に日本語が話せないような子供を安易に公立学校に入れる	公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れて

	べきではない。	おり、日本人の子どもと外国にルーツのある子どもがともに充実した学校生活を送ることができるよう、日本語指導に係る加配教員の配置など必要な支援策を講じる必要があります。
1 3	私の住んでいる市では、外国人労働者の受け入れ当初は住民とのトラブルも聞こえてきたが、外国語の注意書きなどが増えたり、外国人との交流会が行われたりしたことで、市民にも徐々に認知されてきたと思う。彼らを守る法整備は必要だが、同時に私たち日本人も「同じ人間として認めあいながら生きていく」という気持ちが必要。	本計画においても、地域住民の不安を払拭し、相互理解を促進するため、地域住民の意識醸成や交流促進を図ることが必要と考えております、地域住民と在住外国人とつなぐ人材の育成や、双方がともに参加できる交流イベントの開催等の取組を進めてまいります。
1 4	留学生は言語・文化・生活環境の差によって支援にアクセスしづらく、地域からも孤立しやすいなど、精神的に追い詰められている学生も多い。学校や教員で解決できる段階を超えており、県が主体的に取り組むことが必要だ。具体的には①多言語メンタルヘルス相談窓口の設置、②「危機介入コーディネーター」制度の創設。③メンタルヘルスの早期発見体制の構築、④医療・生活支援のアクセス改善、⑤社会的孤立を防ぐコミュニティづくりの5つを提言する。	本計画においては、病気なども含めた日常生活の相談に対し、一元的に応する「岡山県外国人相談センター」の利便性の向上を図ることとしております。また、安全・安心な生活環境の整備として医療機関における円滑な外国人患者の受け入れに向け、メンタルヘルスを含む医療機関情報の周知等に取り組むこととしており、留学生に対しても、学校や関係機関と連携しながら、メンタルヘルスを含めた様々な支援に取り組んでまいります。
1 5	ムスリムの女性、特に妊産婦の診療において女医及び女性スタッフを強く要求してくる場合があると、日本産婦人科医会のホームページにも記述がある。県としてどう対応するか、事前に医師会等とも協議しておく必要があると考える。	本計画においては、県では、医療機関における外国人患者の円滑な受け入れに向けた助言等を行うこととしており、宗教的、文化的な背景にも考慮しながら、関係機関と連携して取り組んでまいります。
1 6	日本語を話せない外国人の子供を公立学校に入れることを断固反対する。	公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等を踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れており、日本人の子どもと外国にルーツのある子どもがともに充実した学校生活を送

		することができるよう、日本語指導に係る加配教員の配置など必要な支援策を講じる必要があると考えております。
17	岡山県外国人相談センターを平成31(2019)年4月に開設との記載があるが、岡山国際交流センターで開設されている旨を明記した方がよい。	ご意見のとおり、計画の記載を修正します。
18	日本語教育は、ボランティアの育成に力点を置くのではなく、日本語教師資格者の待遇面の向上を図ることが、課題の解決に肝要と考える。企業に対して所属する国家資格者（日本語教師）の人数に応じた補助金制度の創設や、一定の従業員数の会社には、日本語教師国家資格者の配置を義務付けるなど、ここまで踏み込んで仕組みを整えて、初めて外国人及び日本語教師から選ばれる県になると考える。	本計画においては、ボランティアなど日本語教師をはじめとする日本語教育の担い手の育成に取り組むこととしており、日本語教育の担い手の裾野の拡大や資質の向上など、様々な取組を通じて、県内の日本語教育の環境整備を進めてまいります。また、ご提案の内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	地域住民と交流できる場も重要だ。安心して日本語を使い、地域とつながれる交流の場が増えることは、定住意欲の向上につながる。	本計画においても、外国人にも伝わりやすいやさしい日本語の普及や、地域の課題解決に在住外国人の参加を促すなど、地域住民との交流促進に取り組むこととしております。
20	外国人が働いてくれることで倒産せずに助かっている企業も多くあり、自治体としても人口減少の中、外国人が増えることで住民税が確保でき、市民としても社会保険や厚生年金等も支払ってくれているが、それに対して、外国人支援は受入企業に押し付けている。自治体が日本語教育に必要なお金を支援すべきだ。	外国人材の受け入れ先である企業等の責務として、日本での生活や仕事に関する説明や日本語教育の機会提供等が定められています。 一方、日本語教育推進法において、地方公共団体は、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、県では、こうしたことも踏まえながら、国や企業、関係団体等と連携して外国人支援に取り組むことしております。
21	在住外国人の相談に乗る体制と合わせて日本人が相談する体制も整えてほしい。	第3章Ⅱ1（2）に記載している岡山県外国人相談センターでは、外国人のみなら

		ず外国人に関する内容であれば、日本人からの相談も受け付けており、そうしたこと周知に努めてまいります。
22	外国人に対し、自国では犯罪ではなくとも日本では犯罪である内容を詳細に説明すべき。	本計画においては、誰もが住みやすい多文化共生社会の実現に取り組むこととしております。このため、外国人への日本のルールやマナーの周知や、外国人と地域住民の相互理解の促進等を通じて、地域住民の不安の払拭や、共生に向けた意識醸成に努めてまいります。なお、違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
23	なぜ県立高校入試での配慮がいるのか。日本語を勉強してから入試を受ければいい。	外国人の子どもが社会で自立していくためには、高校において適切な教育の機会が確保されることが重要であることから、入試における配慮が必要であると考えています。
24	外国人の定着に関して、墓地の問題はどうするのか。	外国人の墓地の問題については、国や他の地方公共団体においても様々な議論や検討がされているところであり、こうした動きも注視しながら適切に対応してまいります。
25	小学校などでやさしい日本語を使うことで、日本人の日本語能力が低下するのではないか。	やさしい日本語は、普段使っている日本語における曖昧な表現や難しい漢字などを分かりやすく言い換えるものであり、日本人にとっても日本語への理解を深めるツールとなりうると考えております。
26	地域社会への参加促進等の取組は、地域住民に理解や交流等の努力を求める内容が多く、自治会や学校、担い手不足の地域においては、現場の負担が増すことから、その負担が一方的に地域住民にかかるないような配慮が必要だ。	地域社会への参加促進や共生に向けた取組が、一部の地域や住民に過度な負担となることのないよう、配慮してまいります。
27	不就学の子ども・就学している子どもが将来、日本で仕事に就くために高校進学が	本計画においては、外国にルーツのある子どもの高校進学に向けて、日本語指導や

	必須であるが、今の学校教育への取組では、進学のための日本語力、学力を身につけるのは難しい。	入試での配慮等の取組を講じることとしており、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。
28	日本語教育推進法では、(1)日本語教育は国、自治体の「責務」(2)機会を「最大限に確保」(3)事業主は家族も含め、日本語学習の支援などが書かれているが、岡山県として実際はどうだったか、評価、検証等が不十分である。	本県では、県内の日本語教育の充実に向け、有識者で構成する会議を定期的に開催しており、会議では現状の把握や施策への意見を聴取しております。引き続き、本計画によりさらに日本語教育環境の整備を進める際には、有識者会議において意見を伺いながら、効果的な施策の検討を進めていきたいと考えております。
29	外国人との共生を通して、さらなる岡山のよさ、地域の豊かさに繋がる起爆剤としてほしい。	本計画は、これから本県経済の維持及び発展に向けて取り組むものとしており、ご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
30	県内に生活のための日本語、高校就学のための日本語を集中的に学べる日本語教育機関がない。日本語科が学べる定時制高校や夜間中学の柔軟な受け入れ体制の構築が必要であり、そのための日本語教育人材の育成と教育委員会や関係機関の連携が必須である。	本計画においても、日本語教育環境の整備を進めるため、適切な役割分担の下、様々な関係機関と連携しながら日本語学習機会の充実等に取り組むこととしており、ご意見のような日本語を集中的に学ぶための体制づくりにつきましても、関係機関と幅広く議論しながら、対応を検討してまいります。
31	認定日本語教育機関の申請準備をしている日本語学校は、主任適格者の不足のために申請ができない状況が起きている。養成講座を持ち多くの専任教員を擁する県内の先駆的な日本語学校の日本語教育人材を県内の日本語教育拡充のために活用する仕組みが必要だ。	本計画においても、日本語教育環境の整備を進めるため、適切な役割分担の下、様々な関係機関と連携しながら日本語学習機会の充実等に取り組むこととしており、ご意見のような日本語教育人材の活用の仕組みつきましても、関係機関と幅広く議論しながら、対応を検討してまいります。
32	多くの日本語教室では、講師の高齢化に伴い教材や教え方のアップデートが行われていない。後継者不足の教室支援と教室間の連携や支援情報の共有のため、日本語教室のネットワーク構築と県全体の支援	本計画においても、日本語教育環境の整備を進めるため、適切な役割分担の下、様々な関係機関と連携しながら日本語学習機会の充実等に取り組むこととしており、ご意見のような既存の日本語教室に対

	体制の構築が必要だ。	する支援体制につきましても、関係機関と幅広く議論しながら、対応を検討してまいります。
--	------------	--

○その他の意見（11件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	ニートやフリーターの就職支援や、賃金、労働環境の改善をせずに、外国人を受け入れるのは改めるべきだ。	県では、若年失業者やフリーター・ニート等の就職支援などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの方の就労を支援してまいります。また、企業が持続的な賃上げを実現できるよう、中小企業等の稼ぐ力の強化に努めるとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備に努めてきたところであります、引き続き支援してまいります。
2	外国人の犯罪は大問題になっている。	違法行為や制度の不適切利用については、本計画の策定に関わらず、国とともに厳正に対処してまいります。
3	引きこもりの若者や就労機会に恵まれない中高年、スキル不足で再就職できない人の活用や、デジタル化による省力化を推進すべきだ。	県では、若年失業者やフリーター・ニート等の就職支援などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの方の就労を支援してまいります。 また、県が設置する高等技術専門校における、就職に必要な知識や技能を習得する訓練を実施するとともに、中小企業等が行う人手不足対策に向けた設備やシステムの導入などを支援してまいります。
4	引きこもりや失業者、働き控えをしている人等を労働市場に引き出す施策にお金を投入すべきだ。	県では、若年失業者やフリーター・ニート等の就職支援などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの方の就労を支援してまいります。なお、働き控えについては、国において、年収の壁の解消に向けた対応等が進められているところです。

5	外国人の受入れにより、日本人の賃金は下がっており、日本人が働きやすい環境整備が必要だ。	外国人材の受入れが賃金低下の原因となっているか不明ですが、県では、企業が持続的な賃上げを実現できるよう、中小企業等の稼ぐ力の強化に努めるとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備に努めてきたところであり、引き続き支援してまいります。
6	医療や教育現場はすでに過重な負担を抱えており、これ以上の外国人の受入れ拡大は体制崩壊の危機を招く。	これから県の経済の維持及び発展に向けて、地域住民と在住外国人が協力し、互いに支え合う地域づくりを推進し、外国人を含めた適切な受入態勢の構築を進めてまいりたいと考えております。
7	県が取り組むべきは、県民の賃金上昇、子育て支援、技術革新、若者・中高年の再就職支援、企業の自動化投資への後押しだ。	これまで、誰もが働きやすい職場環境の整備や、中小企業等の稼ぐ力の強化、子育て支援等に努めてきたところであり、引き続き、県民の皆様の生活を支える重要な施策に取り組んでまいります。
8	安価な労働力である外国人材の受入れを進めることは、岡山県人の勤労機会を喪失させ、労働価値の適切な評価とならず、賃金の引き上げを困難にする。	我が国の将来人口は、令和32(2050)年には1億469万人まで減少するとされており、製造業など、特定の分野では深刻な人手不足に直面しております。また、本計画策定にあたり実施した県内企業等への実態調査では、外国人材の雇用開始の理由について「日本人の人材不足に対応するため」という回答が75.4%で、最も多くなっています。 なお、外国人材の受入れが賃金低下の原因となっているか不明ですが、県では、企業が持続的な賃上げを実現できるよう、中小企業等の稼ぐ力の強化に努めてまいります。
9	潜在的な労働力の確保をしないまま、外国人労働者を受け入れることは、子どもたちの勤労機会、勤労意欲を阻害する。	県では、若年失業者やフリーター・ニート等の就職支援などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの方の就労を支援してまいります。

10	日本人労働者の賃金や労働環境を改善する努力を十分に行わないまま、外国人の受入れを行うことは、持続可能な社会維持策と言えるか疑問だ。	県では、企業が持続的な賃上げを実現できるよう、中小企業等の稼ぐ力の強化に努めるとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備に努めてきたところであり、引き続き支援に取り組んでまいります。
11	外国人材の長期定住や国籍取得を見据えた場合、不正取得等があった場合の責任の所在などについて、説明がなされていない。	長期定住や国籍取得については、国が厳格な基準の下、審査を行っていると認識しております。